

議案第39号

すみだ生涯学習センターの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和5年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ生涯学習センターの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、すみだ生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
すみだ生涯学習センター	東京都港区芝三丁目23番1号 JNすみだ共同事業体 代表者 株式会社JTBコミュニケーションデザイン 代表取締役 古野 浩樹	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

すみだ生涯学習センターの指定管理者を指定する必要がある。